

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日の翌日)

(号外) 第12号 (第三種郵便物認可)

鳥取県公報

1 昭和51年3月30日 火曜日

目次
◇条 例 鳥取県屋外広告物条例の一部を改正する条例

条 例

鳥取県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十一年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第二十号

鳥取県屋外広告物条例の一部を改正する条例

鳥取県屋外広告物条例(昭和三十七年七月鳥取県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「のうち別表第一に掲げるものの周囲五百メートル以内」を「並びに鳥取県文化財保護条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例第五十号)第四条第一項の規定により指定された鳥取県指定保護文化財のうち別表第一に掲げるもの並びにこれらの周囲五十メートル以内」に改め、同項第三号中「五百メートル以内の地域」を「地域のうち同表下欄に

定める地域」に改め、同項第四号中「及び東郷池」を「及び湖山池並びにこれら」に改め、同項に次の一号を加える。

六 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二章の規定により定められた風致地区

第三条第一項第一号中「市の区域」を「都市計画法第五条の規定により指定された都市計画区域」に改め、同項第二号及び第三号を次のように改め、同項第四号及び第五号を削る。

二 自然公園法(昭和三十三年法律第百六十一号)第十条第一項の規定により指定された国立公園の区域

三 別表第三に掲げる道路及び鉄道並びにこれらに接続する地域のうち同表下欄に定める地域で当該道路又は鉄道から展望できる場所

第三条第二項中「三年をこえる」を「二年を超え」に改め、同条に次の一項を加える。

3 知事は、前項に規定するもののほか、第一項の規定による許可に、美観風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。

第四条中「前条」の下に「第一項」を加え、「場合は」を「ときは、規則で定める手続に従い」に、「場合も」を「ときも」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前条第三項の規定は、前項の規定による許可について準用する。

第五条中「前条」の下に「第一項」を加える。

第六条中「第四条」の下に「第一項」を加え、ただし書を次のように改める。

ただし、規則で定めるところにより知事が許可の表示をしたものにつ

いては、この限りでない。

第七条第一項中、「第四条」の下に「第一項」を加え、「政党、協会その他の団体」を「政治団体」に改める。

第七条の次に次の一条を加える。

(管理義務)

第七条の二 広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置する者又はこれらを管理する者は、当該広告物又は広告物を掲出する物件を、美観風致を害し、及び公衆に対し危害を及ぼすおそれのないよう管理しなければならない。

第八条第一項中「又は第四条の規定」を「若しくは第四条第一項の規定若しくは第三条第三項(第四条第二項において準用する場合を含む。第九条の二において同じ。)の規定により許可に付した条件(以下この項において「条件」という。)」に、「に違反する」を「若しくは条件に違反した」に改める。

第九条の次に次の二条を加える。

(許可の取消し)

第九条の二 知事は、この条例の規定による許可を受けた者が次の各号の

- 一 当該するときは、当該許可を取り消すことができる。
- 一 第三条第三項の規定により許可に付した条件に違反したとき。
- 二 第四条第一項の規定に違反したとき。
- 三 第八条の規定による命令に違反したとき。
- 四 不正な手段により許可を受けたとき。

(立入検査等)

第九条の三 知事は、この条例を施行するため必要な限度において、広告

物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置する者若しくはこれらを管理する者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその命じた者をして広告物若しくは広告物を掲出する物件の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物若しくは広告物を掲出する物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

第十条第三号中「氏名」の下に「名称」を加え、「(広告物の表示面積が十平方メートルをこえるものを除く。)」を「(広告物の表示面積が一・五平方メートルをこえるもの及び地盤面からの高さが一・五メートルをこえるものを除く。)」を「(規則で定める基準に適合するもの)」に改め、同条第七号を次のように改める。

七 前各号に掲げるもののほか、公益上、慣例上その他の理由によりやむを得ないと認められるもので規則で定めるもの

第十条の二第一項中「現に」の下に「適法に」を加え、「(第三条又は第四条の規定に違反して表示され、又は設置されていたものを除く。)」を削り、「第三条又は第四条」を「第三条第一項又は第四条第一項」に改め、同条第二項中「第三条」の下に「第一項」を加え、「同条」を「同項」に改める。

第十七条中「五万円」を「十万円」に改める。

第十八条中「三万円」を「五万円」に改め、同条中第四号を第七号とし、第三号を第六号とし、第二号を第五号とし、同号の前に次の一号を加える。

四 第九条の三第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若

しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をした者又は同項の規定による
立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
第十八条中第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。
一 第二条又は第三条第一項の規定に違反して広告物を表示し、又は広
告物を掲出する物件を設置した者
二 第四条第一項の規定に違反して広告物の表示場所若しくは表示の方
法を変更し、又は広告物を掲出する物件の設置場所若しくは設置方法
を変更した者
別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第一(第二条関係)

種 別	名 称	所 在 地
国 宝	三仏寺奥の院(投入堂)	三朝町大字三徳
重要文化財	檮谿神社本殿、唐門、拜殿及び幣殿	鳥取市上町
重要文化財	仁風閣	鳥取市東町二丁目
重要文化財	不動院岩屋堂	若桜町大字岩屋堂
重要文化財	三仏寺納経堂、三仏寺地蔵堂、三仏寺文珠堂	三朝町大字三徳
重要文化財	大山寺阿弥陀堂	大山町大山寺
県指定保護文化財	聖神社本殿	鳥取市行徳

別表第一の二(第二条関係)

路 線 名	区 間	禁止地域
一般国道九号	岩美郡福部村大字湯山字池淵二〇七一番地先から鳥取市浜坂字宇都路谷一〇四二の二番地先まで	赤碕町大字赤碕
一般国道百七十八号	岩美郡岩美町大字陸上字下塚畑三三の一番地先から同町大字浦富字砂浜六九〇の一二八番地先まで	大山町大山寺
県道鳥取鹿野倉吉線	東伯郡三朝町大字横手字川向フ地先から倉吉市八屋字中河原三五九の一番地先まで	
県道米子大山線	米子市二本木字上大向一六五の一番地先から同市今在家字シトリ田九五の一番地先、同市岡成字岡成原五八七の六番地先及び西伯郡大山町赤松字中横原五七二の一番地先を経て終点まで	
県指定保護文化財	神崎神社本殿	赤碕町大字赤碕
県指定保護文化財	大神山神社奥宮本社本殿、拜殿及び幣殿、末社本殿、拜殿及び幣殿並びに神門	大山町大山寺

<p>県道 米子境線</p> <p>米子市夜見町字砂浜一三〇八四の一 番地先から同市大篠津町字東五七の二番 地先を経て境港市新屋町字川向前三三 六三の四番地先まで</p>	<p>県道 赤碓 大山線</p> <p>西伯郡中山町羽田井字井手科四三八の 一番地先から終点まで</p>	<p>県道 倉吉赤碓中山線</p> <p>東伯郡赤碓町大字山川字新田ヶ平六七 三の一番地先から西伯郡中山町羽田井 字萩原一七二一番地先まで</p>	<p>県道 網代港岩美停 車場線</p> <p>岩美郡岩美町大字網代字南側三〇九番 地先から同町大字田後字向山北側四五 の二番地先まで</p>	<p>県道 大山口停車場 大山線</p> <p>西伯郡大山町今在家字西林七三〇番地 先から終点まで</p>	<p>県道 如来原倉吉線</p> <p>起点から東伯郡関金町大字明高字野中 九八二の三番地先まで</p>	<p>県道 大山御机線</p> <p>全線</p>	<p>県道 大山溝口線</p> <p>起点から日野郡溝口町岩立字北谷八七 六の九番地先まで</p>	<p>県道 湯山鳥取線</p> <p>起点から鳥取市覚寺字椎谷八四七の二</p>
<p>道路から両側五 百メートル以内 の地域</p>								
<p>県道 大山上福田線</p> <p>全線</p> <p>番地先まで</p>	<p>県道 大山寺岸本線</p> <p>起点から西伯郡岸本町小林字下ノ原一 二〇の一番地先まで</p>	<p>公園道路 鳥取砂丘線</p> <p>岩美郡福部村大字細川字湊七二七の一 七番地先から同村大字湯山字高浜二一 六四の四五七番地先まで及び鳥取市浜 坂字東浜一三九〇の二二〇番地先から 同市浜坂字柳茶屋一一五七の一一三番 地先まで</p>	<p>一般国道百八十号</p> <p>日野郡日野町本郷字行岸ノ上エ二二三 五の一番地先から同町黒坂字テノコフ 二四の一番地先を経て同町上菅字荒神 前道下タ一二〇五番地先まで</p>	<p>一般国道百八十一号</p> <p>日野郡日野町本郷字行岸ノ上エ二二三 五の一番地先から同郡江府町大字武庫 字才ノ前鳥居町四三七の一番地先及び 同郡溝口町溝口字古市場下三三二の二 番地先を経て同町溝口字柳原五九の二 番地先まで</p>	<p>日野郡日南町生山字仲河原一五九の三</p>			
<p>道路から日野川 側五百メートル 以内の地域</p>								

一般国道百八十三号	全線	
一般国道三百十三号	全線	
一般国道三百七十三号	全線	
県道鳥取鹿野倉吉線	東伯郡三朝町大字坂本字橋ノ上一七番地先から同町大字山田字福呂地先まで	
県道倉吉青谷線	起点から東伯郡泊村大字原まで	
県道倉吉由良線	全線	
県道米子大山線	別表第一の二に掲げる区間以外の区間	
県道米子石見新見線	日野郡日南町生山字上町八四八番地先から同町上石見字谷田峠一一八九の一 番地先まで	
県道村岡若桜線	全線	
県道三朝東郷線	全線	
県道江府中和用瀬線	八頭郡佐治村大字栃原字辰巳峠三八五番地先から終点まで	
県道鳥取国府岩美線	全線	
県道那家鹿野気高線	気高郡鹿野町大字鹿野字鍛冶町尻一四六九の一番地先から終点まで	

道路から両側二百メートル以内の地域

二 鉄道		線路名	区間	制限地域
伯備線	県道大山口停車場線	全線		
	県道三朝中線	全線		
	県道如來原倉吉線	東伯郡関金町大字明高字野中九六二番地先から同町大字安歩字金谷渡り三九三の五番地先まで		
	県道東郷湖線	全線		
	県道上浅津田後線	全線		
	県道長和田羽合線	全線		
	県道東郷羽合線	全線		
	県道末長淀江線	全線		
	県道鉢伏田畑線	全線		
	山線 県道三朝温泉木地	起点から東伯郡三朝町大字大瀬字粟谷ノ内本谷一の一番地先まで		
日野郡溝口町溝口字フケ七五五の一番地先から米子市今在家字前谷田四二の				

別表第四(第七条関係)

幕 告 告	柱 告 告	は り 紙	区 分	手 数	金 額	道 鉄 有 国 本 日							
						境 線	倉 吉 線	若 桜 線	因 美 線	山 陰 本 線	伯 備 線	山 陰 本 線	八 番 地 先 ま で
一個につき	一個につき	一〇〇枚 につき				全線	全線	全線	全線	全線	全線	西伯郡大山町国信字笠原五二八の二番地先から米子市二本木字勢勇六〇八の一番地先まで	八番地先まで
四〇〇円	二〇〇円	二〇〇円										鉄道から大山側五百メートル以内の地域	鉄道から大山側
八〇〇円	—	—											

1 附 則
この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。

備考
一 表示面積とは、広告物を表示する部分の面積をいうものとする。
二 はり紙の枚数が百枚未満であるとき、又はその枚数に百枚未満の端数があるときは、百枚として計算するものとする。

気球広告	その他の広 告物又は広 告板、掲示 板その他こ れらに類す る物件	表示面積が二〇平方メ ートル以上のもの	表示面積が一〇平方メ ートル未満のもの	表示面積が五平方メ ートル以上一〇平方メ ートル未満のもの	表示面積が三平方メ ートル以上五平方メ ートル未満のもの	表示面積が一平方メ ートル以上三平方メ ートル未満のもの	表示面積が二平方メ ートル未満のもの
一個につき	一個につき	一個につき	一個につき	一個につき	一個につき	一個につき	一個につき
一、〇〇〇円	二、〇〇〇円	二、〇〇〇円	一、〇〇〇円	六〇〇円	四〇〇円	二〇〇円	一、〇〇〇円
二、〇〇〇円	四、〇〇〇円	四、〇〇〇円	二、〇〇〇円	一、二〇〇円	八〇〇円	四〇〇円	二、〇〇〇円

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月五百円(送料を含む。)】